

令和4年第1回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和4年3月 8日

閉 会 令和4年3月11日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（3月8日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	八木澤 琴 美 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 川 悟 君
議 会 事 務 局 次 長 坂 本 ゆかり 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

6 番 吉 田 勉 君
7 番 坂 本 豊 君

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 施政方針・行政報告
- 第 5 報告第 1 号 令和3年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）の専決処分について
- 第 6 報告第 2 号 令和3年度蓬田村一般会計補正予算（第10号）の専決処分について
- 第 7 議案の上程・提案理由の説明
- 議案第 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 3 号 蓬田村保健協力員の報酬に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 4 号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第 5 号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第 6 号 蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案
- 議案第 7 号 令和3年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）案
- 議案第 8 号 令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第 9 号 令和4年度蓬田村一般会計予算案
- 議案第10号 令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 議案第11号 令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 議案第12号 令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 議案第13号 令和4年度蓬田村介護保険特別会計予算案

- 議案第 1 4 号 令和 4 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 第 8 議案第 2 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第 3 号 蓬田村保健協力員の報酬に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 1 0 議案第 4 号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 1 1 議案第 5 号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 1 2 議案第 6 号 蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案
- 第 1 3 議案第 9 号 令和 4 年度蓬田村一般会計予算案
- 第 1 4 議案第 1 0 号 令和 4 年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 第 1 5 議案第 1 1 号 令和 4 年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 第 1 6 議案第 1 2 号 令和 4 年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 第 1 7 議案第 1 3 号 令和 4 年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 第 1 8 議案第 1 4 号 令和 4 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

午前9時43分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和4年第1回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、6番吉田 勉君、7番坂本 豊君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から3月11日までの4日間と決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月11日までの4日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、3月2日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第1号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書及び陳情第2号、国に対する加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択の陳情については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、副村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針・行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、村長より施政方針並びに前定例会以降における村行政の主なものについて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

皆さんのお手元にも私の今日の施政方針について原稿をお渡ししておりますので、そちらと見合わせながらお聞きいただきたいと思います。

まず初めに、令和4年度施政方針について申し述べさせていただきます。

平素、村民の皆様をはじめ、村議会議員各位には、村政全般にわたり特段のご協力とご理解を賜っておりますことに深く感謝を表する次第でございます。

本日ここに蓬田村議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位にはご多忙の中ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会にご提案申し上げます令和4年度当初予算をはじめとする諸議案の説明に先立ち、所信の一端を申し述べ、村議会及び村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年10月31日の蓬田村長選挙において村民の皆様のご信任をいただき、11月9日より3期目の村政運営を担わせていただいております。

3期目の公約は、6つの重点項目を申し上げさせていただいたところであります。

1つには快適な生活環境の整備、2つ目は産業振興と所得の向上、3番目には暮らしを守り安心を確保、4番目には魅力ある地域づくりの推進、5番目には教育文化の振興、6番目には村民対話を大切にの6項目であります。

これらの重点施策を進める背景には、急激に進む本村の人口減少を食い止めなければならないという危機感があることを申し上げたところでございます。

また、令和4年度では、第4次蓬田村総合計画をスタートさせてまいります。この計画とともに、既に策定済みの第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて、各事務事業を着実に推進してまいり所存でございます。

ただ、これらの事業を推進していくためには、人、お金、時間が必要であり、短期間で推進するには、本村の現在の潜在能力、キャパシティーを超えるものであります。計画が策定され、行政組織が充実すれば事業が推進できるわけではございません。行政の

主役は村民であります。対話により理解を得る必要があります。これまで各種事業を推進してこられましたのは、各自治会の活動、農協や漁協による生産活動、消防団などの防災活動、住民による弱者救済支援、環境、緑化、スポーツなど、あらゆる分野で村民の皆様への熱い思いが形となった活動があるおかげであり、これらの協働を大切にしながら事業を計画的に推進してまいり所存であります。

次に、新型コロナウイルスについて申し上げます。

令和2年2月に日本国内で新型コロナウイルス感染症が流行してから2年以上が過ぎましたが、いつ終息するのか見通せない状況にあります。現在、変異ウイルス、オミクロン株による第6波の渦中にあります。3月3日時点ですが、これまで全国では522万1,000人以上の方が感染し、2万4,000人以上の方々がお亡くなりになっております。心よりご冥福をお祈りするとともに、闘病されている方々に心からお見舞いを申し上げます。あわせて、医療関係者の皆様、そして、老人福祉施設をはじめとして感染症対策にご尽力いただいております全ての皆様に感謝を申し上げます。

この新型コロナウイルスの出現により、社会経済が混乱し、とりわけ農林水産業や飲食・サービス産業に大打撃を与えております。さらに、イベントや各種行事の中止や、感染予防のため私たちの生活様式も大きく変わってきました。

本村の新型コロナウイルスの感染状況は、今年2月になってから毎日のように感染者が確認されるようになりました。ワクチン接種とともに、村民一人一人が感染予防対策を徹底し、低年齢層や高齢者に感染するのを防ぐしか方法がないように感じております。今後とも命と健康を守っていただきたくお願い申し上げる次第でございます。

次に、役場庁舎建設事業について申し上げます。

令和3年12月7日に役場庁舎建設設計等業務プロポーザル審査委員会を立ち上げて、一般公募型プロポーザルを実施し、その後、2回にわたる審査委員会の審査をいただき、令和4年2月27日、審査結果をご報告いただいたところでございます。

概要を申し上げますと、一般公募を行ったところ、県内外から5者の参加表明があり、5者から技術提案書等を提出いただきました。2月13日の第1次審査で3者を選定し、2月27日の第3回審査委員会において最優秀者及び優秀者それぞれ1名を選定しております。今後は、本定例会において関連する予算案をご審議の上、議決いただき、本年度中に最優秀者と委託契約を締結する予定としております。

少し心残りがありましたのは、第3回審査委員会でプレゼンテーションとヒアリング

を村民に公開して審査を行う予定でしたが、新型コロナウイルスの流行により中止したことでございます。何らかの方法で村民の皆様に公表してまいります。

本村の産業構造は第1次産業が中心であり、国内経済だけでなくグローバル経済に左右されます。さきに申しあげましたように、新型コロナウイルスの流行により食料の需給環境は大きく変化してきており、特に、我が村のように農水産物の生鮮販売の場合はストックによる流通量の調整ができないことが多く、市場価格に大きく左右されてまいります。令和3年産米の価格低下のような事態が常に起こる可能性があります。生産者の所得安定に努めなければならないものであります。

また、平成29年から国の新しい農業・農村ビジョンにより農政改革が行われてきましたが、令和4年2月22日に農林水産大臣が、水田活用の直接支払交付金の見直しについて言及しております。具体的には、転作田の5年ルールの厳格化ということであります。本村の場合は、飼料米、トマト、ソバが大きな影響を受けるものと思われまます。今後の国の動向を踏まえて対策を講じなければならないものと考えております。AIやIoTなどの導入を支援して生産現場を高度化し、いかにして生産性の向上と農家所得を安定させるかが重要と考えております。農林水産業における基盤整備とともに、6次産業の振興を図りながら農業経営の持続を図ってまいります。

各政策の基本理念は、村民の安心・安全を第一として、蓬田村の発展のため、生活関連施策の推進と産業振興による定住条件整備に取り組むこととあります。特に、蓬田村が持続的に発展するための基礎的分野、生活基盤整備、地方創生事業、保健・医療・福祉の充実、そして教育の振興など、各分野において事業を展開してまいります。

次に、令和4年度の施策の重点事項について述べさせていただきます。

1つ目は、新型コロナウイルスワクチン接種の推進であります。

昨年5月からの第5波が、ワクチンの効果によって12月にかけて一時的に終息しましたが、本年1月から変異株オミクロンの流行によって、再び第6波の大流行となっております。

現在3回目のワクチン接種が流行と同時並行で行われている状況にあります。本村の3回目のワクチン接種率は、令和4年2月末時点で34%を超えていますが、接種率が伸び悩んでおります。原因は、交差接種ワクチンに対する不安があるためと分析しております。しかし、流行を止めるためには、ワクチン接種以外の方法は見当たらず、早期に接種完了するように進めているところであります。

さらに、5歳から11歳までの低年齢層に対するワクチン接種も計画されておりますが、国からのワクチン供給量が少ないため、確保次第進めることにいたしております。

ワクチンの確保は、国が準備を進めておりますが、ワクチン接種の実施主体は市町村であり、本村の医療資源に制限があることから、医療機関との調整を行い、円滑なワクチン接種に向け準備を進めておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、魅力ある地域づくりの推進に関してでございます。

1番目は、庁舎建設事業と防災コミュニティの醸成対策であります。

今から11年前の平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓から、地震、津波に対する防災・減災対策がハード、ソフトの両面から進められてきました。

本村では、役場庁舎が耐震性の問題や津波浸水区域にあることから、昭和44年以来、50年ぶりに役場庁舎建設事業をスタートしたところであります。新年度においては、基本設計、実施設計の策定と都市計画法による開発の許可、農地法に基づく農地転用許可等を得る作業を進めることにしております。完成は令和6年度を目標としております。

また、昨年から、消防力の強化のため屯所の建て替えや消防車両などの更新を計画的に行っておりますが、新年度では、第6分団屯所の改築工事並びに可搬式ポンプと同積載車を更新する予定でございます。さらに、国からの指摘もあり、消防団員の確保のため消防団員の報酬の見直しを行います。今後も防災、減災のために、自治体消防の果たすべき役割をより一層推進し、地域の皆さんとともに安全・安心のまちづくりに取り組んでまいります。

近年は自然災害が多発しており、広域化、多様化、大規模化しております。新型コロナウイルス対策を行いながら避難しなければならないなど複雑化しており、日頃からの災害に対する準備、施設備品整備、住民の災害に対する心構えの醸成のためのハザードマップの見直し並びに避難訓練などを実施する予定にしております。

幹線道路と集落内道路等の整備について申し上げます。

これまで用地取得が難しかった蓬田中学校線の地権者の協力が得られ、用地取得と実施設計が完了いたしました。長年の村民の希望だった道路整備に新年度着工できる見込みとなっており、予算計上いたしました。中学生の安全な通学と地域住民の利便性が向上するものと期待しているところであります。

さらに、蓬田小学校からライスセンターに至る蓬田小学校線の拡幅工事についても用地買収が完了しましたが、埋蔵文化財の包蔵地となっていることから、文化財保全を考

慮しながら工法を検討して、早期に拡幅工事を進めることといたしております。

その他、集落内道路や災害避難道としての農道整備を計画しております。

次に、住みよい、住みたい村の建設に関してでございます。

1つ目は、青森県型地域共生社会の実現に向けた対応でございます。

3年後の2025年、令和7年には、いわゆる団塊の世代と言われる方が75歳以上となり、超高齢化社会を迎えております。

青森県では、「地域で生まれ、地域で育ち、地域で助け合い、地域で安心して老後を迎えることができる社会」を目指す姿とする青森県型地域共生社会を創出するというようになっております。

本村でも、高齢化社会を迎えたときの社会システムとしての地域の力を結集した蓬田村型地域共生社会の構築が求められます。高齢者の移動手段の確保や買物弱者対策などの生活支援体制の構築に、さらに一層取り組まなければならないものであります。現在、介護保険と社会福祉協議会の連携事業が進められておりますが、それらの成果を検証して、村としての体制を構築する必要があります。

次に、平均寿命と健康寿命を延ばすことについてであります。

青森県の平均寿命は、依然として全国最下位とのことであります。何としても健康で長生きできる村を実現しなければなりません。このためには、働き盛りの40歳代から50歳代の方々の健康意識を高めなければ改善できないものであります。家族を支えるこの世代のリタイアは、家族にとって大きな痛手であるばかりでなく、社会的にも大きな損失を受けることとなります。

令和4年度においても、がん検診や糖尿病予防などを重点として各種検診率向上を目指し、村民の健康を守るべく努力してまいります。さらに、積極的に健康づくりを推進するとともに、介護予防事業を展開する予定でございます。

4番目として、産業振興方策であります。

1つ目は、農業振興関連事業であります。

本村農業の中心は稲作であります。最近では人口減少から米の需要が減少しており、昨年は新型コロナウイルスの流行に伴う外食産業の低迷によりさらに需要が減少したため、令和3年産米は1俵8,000円まで急落しました。生産費の補填のために補助金を交付いたしました。農家収入の安定化のために、引き続き農業経営収入保険事業の加入を推進してまいります。

令和4年産主食用米の作付目標値は、前年とほぼ同じ約480ヘクタールとなっていますが、水田活用の直接支払交付金の見直しについて発表されました。現在の農業の現状を考慮し、国、県とその対策について協議しなければならないものであります。基本方針として、今後とも交付金制度を活用して、タマネギ、トマト、寒冷地野菜等の高収益作物への転換を進めて農家所得の向上と生産意欲を高めるとともに、新規就農者、後継者対策を実施しなければならないものと考えております。また、併せて老朽化してきたJA青森が所有するライスセンターの在り方を検討することとしております。

そのほか、基盤整備事業、老朽ため池改修事業などの土地改良事業の推進や農業用機械等導入支援事業を進めてまいります。

2番目として、漁業振興関連事業であります。

令和3年産ホタテの出荷状況は、新型コロナウイルスの流行の影響もあまり受けず、単価が平年以上で好調であったと言われております。しかしながら、令和2年産は価格が20%以上低下しており、需給関係から不安定な動きをすることも予想されます。今年の値動きを注視して対策を検討してまいり所存であります。漁業者の所得安定のためには、他の魚種の栽培漁業を推進するとともに、共済事業への加入を支援してまいります。

また、以前から懸案でありました蓬田漁港の東側防波堤の越水対策については、新年度から事業認定され着手することとなりました。これにより係留漁船の安全確保と漁業者の安全操業に寄与するものと期待しております。今後とも作業の効率化や労働力の軽減のため漁港改修や施設整備を行い、漁業後継者づくりを支援してまいります。

3番目は、商工業の振興と観光施設整備であります。

令和3年は東京オリンピック・パラリンピックが開催されましたが、新型コロナウイルスの流行により祭りや行事が中止に追い込まれ、国内外からの旅行客はほとんど見込めませんでした。このため、飲食業を中心としてサービス業の経営は相当厳しいものとなり、その状況は現在も続いております。

経済対策として、地方創生臨時交付金を活用して、事業継続化給付金による支援、感染症対策設備等導入補助、飲食店などの事業者を対象とした支援、蓬田村応援商品券の発行、また、生活支援では、独り親家庭等への給付金などを交付してきましたが、度重なるまん延防止等重点措置による外出自粛生活や3密あるいは人数制限対策などによる打撃は限界に達しているものと思っております。現時点では、新型コロナウイルス感染症の終息を見通すことは難しく、新年度においても、これまで推進してきた各種支援策

を検証し、状況に応じた対策を実施してまいります。

さらに、ウイズコロナ、アフターコロナを見据えて観光による地域の活性化を推進するため、関連施設の整備や連携中枢中核都市圏イベントや特産品づくり等を推進してまいります。

5番目として、教育施設・設備の充実でございます。

令和3年度において、公立学校情報通信ネットワーク、いわゆるGIGAスクールを整備してまいりました。小学校、中学校の児童生徒の一人一人がタブレット端末を持ち、自宅でもICTを活用して授業ができる学習環境を整備するものであります。新年度では、このシステムの運用をさらに充実させるよう支援してまいります。

教育施設や設備については、経年劣化や老朽化しているものがあり、設備更新や長寿命化対策を講ずる必要がありますので、計画的に実施する予定であります。

また、2年間にわたり実施されなかった蓬田中学校の海外研修事業を実施する計画としております。

これらのほか、各項目にわたり重要施策を予算計上しておりますが、これらの内容につきましては、それぞれ予算の審議においてご説明申し上げますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

村政運営の基本は、健全なる財政と効率的な運営にあります。この基本を守りながら、村民憲章にある「明るく、ゆたかで、住みよい」村づくりに邁進してまいります。

最後となりましたが、蓬田村の発展、振興は行政のみでなし得るものではなく、村議会議員の皆様、そして村民の皆様との連携、協働が不可欠であります。どうか皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。令和4年度の施政方針といたします。

以上でございます。

次に、行政報告を行いたいと思います。

令和3年12月村議会定例会後の主なる行事及び会議についてご報告を申し上げます。

令和3年12月24日金曜日でございますが、青森地域広域事務組合議会臨時会が青森市の消防本部で開催され、これに出席しております。

令和4年1月7日金曜日、第1回蓬田村議会臨時会を招集、開催しております。

1月9日日曜日、蓬田村成人式がふるさと総合センターで開催されました。

1月17日水曜日、ホタテ養殖残渣堆肥化による土壌分析講習会を弘前大学との共同事業として開催いたしました。ふるさと総合センターでございます。

2月1日火曜日、日赤社員増強・社資増収運動推進会議をふるさと総合センターで開催され、ここに出席しております。

2月13日日曜日、役場庁舎建設設計等業務プロポーザル第1次審査会がふるさと総合センターであり、これに参加しております。

2月27日木曜日、蓬田村役場建設設計等業務プロポーザル第2次審査会が同じくふるさと総合センターで開催され、これに参加しております。

3月7日月曜日ですが、蓬田村総合教育会議がふるさと総合センターで開催され、これに出席しております。

以上のとおり、主なるものについてご報告を申し上げます。

以上でございます。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の施政方針並びに行政報告は終わりました。

日程第5 報告第1号 令和3年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第5、報告第1号令和3年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）の専決処分について報告を求めます。建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 報告第1号、令和3年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

1枚目をお開きください。

専決第1号、令和3年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）。

令和3年度蓬田村の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ734万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ24億6,973万8,000円とするものであります。

6ページをお開きください。

歳出になります。

8款2項2目10節需要費、修繕料378万3,000円は、グレーダーのエンジンの修理費に

なります。

その下、13節使用料及び賃借料355万2,000円、排雪自動車借上料305万円は、1月20日時点で当初予算の53%の執行が見込まれ、今後の降雪に対応するために予算を追加いたしました。除雪機械借上料50万2,000円は、グレーダーが故障し使用できないため、バケット1.6立米付ホイールローダー8トン級を1か月間借り上げる予算を追加いたしました。

その上、11節役務費、建設機械任意保険料5,000円は、借り上げる除雪機械の任意保険料を追加いたしました。

説明は以上になります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。3番久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 6ページお願いします。

課長にお聞きしますが、その前に、8款の10節需要費の中のグレーダーエンジン修理費378万3,000円載っております。このグレーダーは買って何年たったものなのでしょうか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） 12年たっております。

○議長（木村 修君） 3番久慈省悟君。

○3番（久慈省悟君） 12年もたっているということで、これはエンジンがどのような、我々のところにも写真等で報告がなされておりました。しかし、エンジンオイルが不足だとかそういうのではなく、スラッジか何かが入って、それがタービンのほうに回ってしまっただけで破損したということですが、これを防ぐための方法として、メーカーのほう等からそういう知恵とか、そういう方法とか、防げるような対策とかは情報を得たものなのでしょうか。ただ壊れて修理して、それであと終わりだとか、そういう形なものだと、行政としてやっぱりそういう財産を管理する立場にありますので、その辺の情報とかももう少し得ながら除雪隊員のほうに隊長を通して指導していくような、そういうことは考えているのでしょうか。

○議長（木村 修君） 建設課長。

○建設課長（稲葉正明君） メーカーからの今後助言とかをいただいて、隊員のほうに示していきたいと思います。

○議長（木村 修君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員であります。よって、報告第1号は承認することに決定されました。

日程第6 報告第2号 令和3年度蓬田村一般会計補正予算(第10号)の専決処分について

○議長(木村 修君) 日程第6、報告第2号令和3年度蓬田村一般会計補正予算(第10号)の専決処分について報告を求めます。建設課長。

○建設課長(稲葉正明君) 報告第2号、令和3年度蓬田村一般会計補正予算(第10号)の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

1枚目をお開きください。

専決第2号、令和3年度蓬田村一般会計補正予算(第10号)。

令和3年度蓬田村の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ24億7,285万8,000円とするものであります。

6ページをお開きください。

歳出になります。

8款2項2目10節需要費、燃料費312万円は、1月31日時点で当初予算の76%の執行が見込まれ、今後の除排雪に対応するために軽油代金を追加いたしました。

説明は以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより報告第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第2号は承認することに決定されました。

日程第7 議案の上程・提案理由の説明

○議長（木村 修君） 日程第7、議案の上程。今期定例会に提出されております議案13件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、令和4年第1回蓬田村議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案13件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第2号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案は、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置のうち、非常勤職員の育児休業及び介護休暇等の取得要件の緩和等が施行されることに伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があるため、提案するものであります。

議案第3号、蓬田村保健協力員の報酬に関する条例の一部を改正する条例案は、蓬田村保健協力員の処遇改善を図るため、提案するものであります。

議案第4号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、地方税法の一部改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり、提案するものであります。

議案第5号、蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する必要があるため、提案するものであります。

議案第6号、蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案は、消防団員の処遇改善と消防団の実情に合わせた制度の改正を行うため、提案するものであります。

議案第7号、令和3年度蓬田村一般会計補正予算（第11号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入の主なるものとして、地方交付税1億8,437万9,000円などを増額し、繰入金1億

8,146万9,000円などを減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費8,129万8,000円などを増額し、教育費468万円などを減額しております。このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに7,176万6,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ25億4,462万4,000円となるわけであります。

議案第8号、令和3年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として、負担金52万4,000円、繰入金38万6,000円を減額し、歳出として、総務費50万1,000円、給食費40万9,000円を減額しております。

この結果、歳入歳出ともに91万円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ2,767万5,000円となるわけであります。

続きまして、議案第9号、令和4年度蓬田村一般会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は22億2,754万2,000円となり、前年度当初比較では3.0%の増額となっております。

歳入の主なるものは、村税2億5,574万9,000円、地方交付税11億9,000万1,000円などであります。

次に、歳出の主なるものをご説明いたします。

議会費5,495万3,000円。歳出全体に対する構成比は2.5%となっております。

総務費4億4,922万6,000円。歳出全体に対する構成比は20.2%となっております。新庁舎等建設事業費において、庁舎建設設計等業務委託料4,267万5,000円、また、賦課徴収費において、共通納税対象税目拡大システム改修業務委託料627万円などを計上しています。

民生費5億3,017万8,000円。歳出全体に対する構成比は23.8%となっております。保育所費において、施設型給付費等負担金8,508万4,000円などを計上しております。

衛生費2億3,012万9,000円。歳出全体に対する構成比は10.3%となっております。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費において、ワクチン接種委託料422万9,000円などを計上しております。

農林水産業費2億596万6,000円。歳出全体に対する構成比は9.3%となっております。

農業振興費において、農業用機械等導入支援事業補助金1,000万円、また、漁港管理費において、県営蓬田地区漁港施設機能強化事業費負担金500万円などを計上しています。

土木費1億4,369万5,000円。歳出全体に対する構成比は6.5%となっております。道路維持費において、村道舗装補修工事測量設計業務委託料750万円、また、村道5-1-1号線道路拡幅工事(1工区)4,760万円などを計上しています。

消防費1億6,406万5,000円。歳出全体に対する構成比は7.4%となっております。非常備消防費において、小型動力ポンプ積載車購入費1,516万1,000円、また、消防施設費において、第6分団屯所改修工事費4,022万7,000円などを計上しています。

教育費2億1,079万8,000円。歳出全体に対する構成比は9.5%となっております。玉松スポーツガーデン管理費において、スポーツトラクター購入費687万4,000円などを計上しています。

公債費2億1,675万9,000円。歳出全体に対する構成比は9.7%となっております。

令和4年度の一般会計当初予算編成に当たりましては、ここ数年間変わらない厳しい財政状況となっており、限られた財源の中で、本村行政の果たすべき役割を十分検討し、社会福祉施策、生活環境整備、産業基盤の整備、教育環境の整備等を重点的に編成しております。令和4年度も、引き続き全庁一丸となって、各課、各種事務事業の見直し、諸経費全般の節減合理化等、経常経費についてはできる限りの削減を目指しております。そして、これまでの行財政改革を引き続き推進しながら、よりよい村民生活の確保に寄与すべく努めてまいります。

このような事情をご推察の上、よろしくご審議いただきたくお願いを申し上げます。

議案第10号、令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は3,172万2,000円となり、前年度当初比較では13.5%の増額となります。

歳入の主なるものは、負担金812万円、繰入金2,359万2,000円などです。

歳出は、総務費2,066万円、給食費1,106万2,000円となっております。

議案第11号、令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は4億8,565万9,000円となり、前年度当初比較では0.2%の増額となります。

歳入の主なるものは、国民健康保険税1億1,001万8,000円、県支出金3億1,646万6,000円などです。

歳出の主なるものは、保険給付費 3 億955万9,000円、国民健康保険事業費納付金 1 億2,416万6,000円などとなっております。

議案第12号、令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は1億1,272万円となり、前年度当初比較では2.5%の増額となります。

歳入の主なるものは、使用料及び手数料4,991万1,000円、繰入金6,279万8,000円などであります。

歳出は、総務費 1 億1,272万円となっております。

議案第13号、令和4年度蓬田村介護保険特別会計予算案についてご説明申し上げます。

予算総額は4億6,661万3,000円となり、前年度当初比較では3.6%の増額となります。

歳入の主なるものは、国庫支出金 1 億1,042万5,000円、支払基金交付金 1 億1,322万3,000円などであります。

歳出の主なるものは、総務費2,926万2,000円、保険給付費 4 億855万6,000円などとなっております。

議案第14号、令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

予算総額は8,900万4,000円となり、前年度当初比較では5.6%の増額となります。

歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料2,166万3,000円、繰入金6,713万5,000円などであります。

歳出の主なるものは、総務費905万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金7,984万1,000円などとなっております。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明申し上げますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

日程第8 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 次に、議案の審議を行います。

日程第8、議案第2号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題

といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第2号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

提案理由といたしましては、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置のうち、非常勤職員の育児休業及び介護休暇等の取得要件の緩和等が施行されることに伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

内容につきましては、地方公務員法の趣旨に沿って人事院規則に運用通知の改定があったため、非常勤職員等の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和に関しての適用すべき条例の改正を行うために提案したものであります。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） この議案書を読んでいくと、疑問に思った部分を述べさせていただきます。

第22条の2のところ、職員が前項の規定による申出をしたことを理由に、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないとうたっているわけです。当然のことなんですが、これを追加したということは、今までこういう事例があるからこういう追加したということになるのでしょうか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 今までこの条例にはそこまでの細かい規定がなかったため、改めてこれが新しく追加されたこととなります。今まで、例えば、出産で休暇を取るとか、そういう形の部分での不利益を被った実態はございません。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですから、終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 蓬田村保健協力員の報酬に関する条例の一部を改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第9、議案第3号蓬田村保健協力員の報酬に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(高田一憲君) 議案第3号、蓬田村保健協力員の報酬に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村保健協力員の報酬に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由として、蓬田村保健協力員の処遇改善を図るため提案するものでございます。

具体的な内容をご説明いたします。

お手元の新旧対照表をご覧ください。

左側の改正後になります。

1つ目として、報酬を現在の7,000円から年1万円へ引き上げるものです。

2つ目としましては、現在、県内で行われる研修等への参加の際に旅費の支給がなかったものを、村ほかの組織同様、同額を支給するものです。

3つ目として、毎年実施している集団健診に伴う毎戸訪問に対し、1世帯につき150円を支給するものです。下の別表の内容となります。

この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第10、議案第4号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） 議案第4号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

蓬田村国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由、地方税法の一部改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり提案するものであります。

次のページをお願いします。

中段ですが、国民健康保険税の減免、第23条第1項の次に第2項を加えるもので、未就学児に係る均等割軽減措置額を設定するものであります。未就学児に係る均等割軽減率は2分の1であります。

（1）の部分ですけれども、第23条第2項第1号、これは医療費分のところでありますけれども、ア、これが7割軽減世帯であります。これが2万1,420円。イ、5割軽減世帯になります。1万8,900円。ウ、2割軽減世帯になります。1万5,120円。エ、アからウ以外の世帯、軽減世帯でない世帯ですけれども、これが1万2,600円。

次に、同項第2号であります。これは後期高齢者支援分であります。ア、7割軽減世帯のところでは1万200円。イ、5割軽減世帯では9,000円。ウ、2割軽減世帯では7,200円。エ、アからウ以外の世帯、これが6,000円です。

改正の内容は以上でありまして、その他、文言の改正をしております。

附則、1、この条例は令和4年4月1日から施行する。

2、この条例による改正後の蓬田村国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の

年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号 蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第11、議案第5号蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第5号、蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する条例案。

蓬田村手数料徴収条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしましては、青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(平成11年青森県条例第54号)の一部改正に伴い、蓬田村手数料徴収条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

1枚おめくりください。

条例ですけれども、大きくは別表の表が入った形になります。

令和4年4月1日施行する都市計画区域等における開発行為の許可等に関する事務等の事務権限移譲に伴う手数料徴収条例の改正であります。役場新庁舎建設に伴い、令和4年度以降に実施される建築用地の開発行為の許可に関する事務の権限移譲でございます。今まで県が行っていた事務でありまして、それを村の建設課が実施するものであり

ます。

なお、同令和4年4月1日施行の大規模行為の届出の受理等に関する事務等の事務権限移譲につきましては、手数料が発生しないため、改正の必要はない。今まで県のほうに許可を求めて承認を受けてやったものを、村が直接許可認可できるということで、それに関して手数料が発生しますので、種別ごとに手数料の金額を定めたものが別表として改めて追加になったということになります。

この条例は令和4年4月1日から施行すると。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 2ページ目の別表第2の金額のところ、開発行為という文言があるわけですが、この開発行為というのは具体的にどういうことなのか、ちょっと説明していただけますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） まさに開発行為でありまして、土地を、例えば、土地に建物を建てるとか、造成をするとか、そういう形の土地の変更をする部分で、面積等の関係で手数料がかかるという形で、その手数料を村が許可した場合はお金を徴収するということになります。

○議長（木村 修君） 7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 例えば、水田に建物を建てる時に、そういう開発行為をするとか、そういうことになるんでしょうか。今ある宅地をそのまま建物を建てるということでは、区別してよろしいのでしょうか。

○議長（木村 修君） 副村長。

○副村長（工藤洋一君） 田んぼの場合もみんな入るんですけども、都市計画法上の開発行為ということでございまして、蓬田村は都市計画区域が定められておりませんので、役場庁舎は入るんですけども、1万平米以上の土地の変更といいますか、というふうなことの開発行為について都市計画法上の許可が必要だと。それ未満の1万平米未満であれば、都市計画法上の開発許可は必要ないということでございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 1万平米といたら1ヘクタールですけども、ここでは0.1へ

クタールという、1反歩のことなのですが、ここでも手数料8,000円とかあるので、その辺のことをもうちょっと説明してもらえますか。

○議長（木村 修君） 副村長。

○副村長（工藤洋一君） 都市計画法においては、先ほど蓬田村は都市計画区域が定められていないと申し上げましたけれども、都市計画区域が定められれば、それぞれの面積に応じてまた開発許可が出てくると。蓬田村は県から権限移譲を受けるわけですがけれども、県知事の権限を蓬田村村長が受けるわけですがけれども、今後、将来的に都市計画区域が定められないということにもならないわけですから、全部都市計画法に定められている規定に基づいて面積とか規定している。今現在は都市計画区域が定められておりませんから、開発許可というのは1万平米以上ということになります。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに。1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 例えば、今回役場を建てるということになったときに、この表の中からいけばどれが適用になってくるということなんですか。例えば、この表の一番上を見ると、自己の居住の用に供する住宅の建築とあるわけだけども、役場は住宅というふうにはみなさないという、だと思っただけども、そこら辺どうなのでしょう。

○議長（木村 修君） 副村長。

○副村長（工藤洋一君） その辺ちょっと、条例では、私もどうだったかなと思っていましたけれども、今回の場合、県のほうで県知事の持っている事務を総体的に可能な、事務処理が可能な市町村に移すというふうな形で、権限移譲を全体的に進めておりまして、たまたま役場庁舎という形で今回あれですけども、そういう一端の中で事務が、県のほうからも、蓬田さん、できるのであれば都市計画法上の権限を受けてくれないかという話があって、ようございますという形でこういう形になったわけですけども、その都市計画法上の規定の中で開発許可というふうなこととともに、今の場合は蓬田村村長が青森県知事の権限を持って許可という形になるわけですけども、ただ、その許可を受ける者が同じ許可する側になるというふうなことになりますので、都市計画法上は、協議を受ければいいと、協議が成立することということ、都市計画法上の開発許可を受ける形でなくて、許可をすれば。というのは、県が持っていれば、県の様々の工事の中で許可を受けなければならんかという、県の、例えば、企画部なりなんりの、これも知事なわけですけども、担当部局と協議して、協議が成立すれば都市計画法上の

許可を受けたと同じようになるという法律の建前になっておりまして、今回も権限を受けた蓬田村村長が開発許可、開発行為をする場合は、蓬田村村長と協議をして、その協議が成立することによって都市計画法上の許可があったとみなされるということで、ちょっと私も、そういうふうに聞かれて不勉強でありますけれども、そういう協議ということでもありますので、今回の役場庁舎についてはお金のやり取りはないのかなというふうに思っております。若干不確かでありますけれども、そういうふうに私自身今思っております。

以上です。

○議長（木村 修君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 今の副村長の説明で、ちょっと分かったような分からないような話で、この3ヘクタール未満で13万円の手数料というのは、これからいけば、村長が村から13万円徴収しないといけないという感じになるわけですよ。ですから、それは同じ人がお金をもらうということなので、ただでいいよという意味なんですか。

○議長（木村 修君） 副村長。

○副村長（工藤洋一君） お金だけの話ではなくて、権限、これ、権限移譲受ける前の青森県の状態で行く、権限を持っているうち、県の場合で行くと、県が自ら都市計画法上の開発許可の権限を持っています。ところが、同じ知事が開発行為をする。そうした場合は、一々許可だ何だかんだというのは、許可する人が許可を受ける人と同じ人になりますので、それは協議でいいよという法律の建前になっているということでもあります。ですから、許可を受けるのではなくて協議です。ですから、お金は発生しないのではないかと私解釈をしているということでございます。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですから、終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号 蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案

○議長(木村 修君) 日程第12、議案第6号蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小松生佳君) 議案第6号、蓬田村消防団条例の一部を改正する条例案。

蓬田村消防団条例の一部を次のように改正するものであります。

提案理由といたしまして、消防団員の処遇改善と消防団の実情に合わせた制度の改正を行うため提案するものであります。

2枚目以降、条例の改正ありますけれども、大きくは新旧対照表のほうをご覧くださいと思います。

新旧対照表の4枚目になります。

今まで出勤手当として1人1回出るたびに1,800円を支給しておりました。それを別表2のほうに表にいたしまして、その表に書かれてありますけれども、出勤手当というのを出勤報酬という形で改めてございます。今まで1回1,800円のもので1日4,000円。8時間を超えたものの場合にあつては8,000円。それから訓練の場合は1日2,000円等々、表のほうにまとめてございます。

それと年報酬でありますけれども、5ページ目のほうをお開きください。

別表1、下のほうに表がありますけれども、改正前の右側のほうが今までの改正前の金額でございます。各役職ごとに金額が決まっておりますけれども、それを改正後、左側の表にありますけれども、団長が8万2,500円、以下団員まで3万6,500円ということで改正してございます。

これは総務省からの通達がございまして、最低でも一般の団員は3万6,500円が基準ですよということがありましたので、それに伴って金額を、団員を基本にして金額を計算して団長まで上げてございます。これは一応東青地域、東青管内地域で、今回ほかの町村でも議会開いておりますけれども、同じく、同じような形で条例の改正が上がってございます。

あと、条例に関しては文言の整理がございまして、いろいろ表現が変わってございまして、その改正があります。

この条例は令和4年4月1日から施行するということでもあります。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。6番吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 同じく総務省の通達の中で、もう手当は個人に払うようにしなければならないということもあったと思うんですけども、団に入るのか、団員個人の通帳に入るのかについて教えてください。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 今まで運用上、団のほうで一元管理をして支払いをしてございましたけれども、やはりそれは団のほうにしかお金が流れないということ、それから、報酬に関しては本人に支払われるべきものであるということがありますので、今後の4月以降の会議を踏まえて、なるべく本人のほうに口座の振込という形を1月からできればなということで協議をしております。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑。6番吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） あともう一つ、最後のほうの災害の出動報酬のところですけども、人捜しはどこに該当するんですか。人捜し。去年の秋にも1件あったけれども、人捜しはこの災害の出動か、その他の出動か、どちらに該当するんですか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 正式な要請があれば災害という扱いになると思いますので、災害出動の報酬金額になると考えてございます。活動の一環ということで捉えたほうがよろしいかと思えます。

○議長（木村 修君） ほかに質疑。4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ただいまの説明によりますと、団員報酬、出動手当、もろもろが倍額近くまで報酬が値上げされています。これを基本的には、そもそも個人に行く手当てでありますよというご説明です。ですが、実態は、今、総務課長のほうからも説明があったように、なかなか個人のほうには、団にお任せはしたものの、団に一括で払ったものの、個人にはなかなかうまく回っていないという現状がありました。これを今4月あたりから個人の通帳に振り込むという内容のものでありました。そうなりますと、団

そのものの運営費が、出動手当、また報酬等の分が減っていくこととなります。そうなった場合、団の運営が非常に不安定な状況になると私は考えますが、そこに補填というんですか、別な予算を持って団の運営に当たるとか、そういうものは考えてございますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 私、先ほど4月から個人に振り込むという形の話はしていません。1月からできれば始めたいということで考えていました。

それから、報酬自体は個人に支払うべきものというのあたり前の話でありまして、今までそれがなされていなかったということが、いろいろ事情があるということは察してはございますけれども、あくまでも、やはりその活動費となると、個人からできれば徴収していただきたいと、それが一応基本ではないかと私は考えてございまして、今までどおりの活動費がなくなるのは、もちろん重々この状況であれば分かりますけれども、なるべくそれは団の中で協議して、なるべく、例えば、個人から徴収するという形を取って、最初は取っていただきたいなと考えます。

あと、それを踏まえて、活動がちょっとできないようであれば、それはそれでまた別件でいずれ考えて対応するというので、私のほうは今のところはそう考えてございます。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論もないようですから、終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 令和4年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

日程第15 議案第11号 令和4年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第16 議案第12号 令和4年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案

日程第17 議案第13号 令和4年度蓬田村介護保険特別会計予算案

日程第18 議案第14号 令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

○議長（木村 修君） 日程第13、議案第9号令和4年度蓬田村一般会計予算案から日程第18、議案第14号令和4年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案までの6案を一括議題といたします。

お諮りいたします。この6案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号から議案第14号までの令和4年度各会計予算6案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました予算特別委員会の委員長互選のため、本会議解散後、本議場において予算特別委員会を開催されますよう、この席上から口頭をもって委員会を招集いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時05分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 4年 6月 8日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 吉 田 勉

会議録署名議員 坂 本 豊